

(仮訳)

公開企業の規制に責任を有する当局が、国際会計基準委員会財団(IASCF)と関係を持つグループの設立に関する次のステップを発表

2008年6月18日 - 証券監督者国際機構(IOSCO)並びに世界の三大資本市場の証券当局である欧州委員会、日本の金融庁及び米国証券取引委員会に代表される、世界の証券規制当局は、IASCF モニタリング・グループ設立に関して IASCF が開催する、来るべき円卓会議(ラウンド・テーブル)を歓迎する。IASCF は、IFRS を策定する国際会計基準審議会(IASB)を公益の観点から監視する民間の財団である。

IASCF のモニタリング・グループは、上場企業が使用する会計基準の採用又は承認に権限を有する各国当局と IASCF との間の組織的な関係を提供することになる。米国証券取引委員会クリストファー・コックス委員長、IOSCO 理事会ジェーン・ディプロック議長、金融庁佐藤隆文長官及び欧州域内市場サービス担当チャーリー・マクリーヴィー委員は、次のように表明している。

「我々は、証券当局と IASCF との関係を前進させる取組みが行われつつあることを評価する。世界の資本市場における国際財務報告基準(IFRS)の採用及び使用の増加により、公開企業の財務状況の開示義務の設定に権限を有する当局に対する IASCF の説明責任の強化が必要となっている。来るべき円卓会議を開催するに当たり、IASCF は、これまで各国当局と国内基準設定主体が構築してきた関係に近いメカニズムを証券当局と IASCF との関係で構築する必要性を認めている。これにより、IFRS の使用を容認あるいは義務付ける証券当局が、投資家保護、市場の信頼性、資本形成という当局としての責任を効果的に果たすことが可能となろう。」

証券当局は、これまで、IASCF の定款の見直し及び改訂に関して IASCF 評議員と協議を行ってきた。検討されている改革の一環として、IASCF モニタリング・グループは IASCF 評議員の選任及び承認の手続きに参画するとともに、IASCF 評議員は自らのIASBへの監視活動についてIASCFモニタリング・グループに定期的に報告することになるであろう。IASCF モニタリング・グループの役割は、IASCF 評議員による公益の観点からの監視活動を補強しつつ、IASB の独立性を確保するよう、明確に設計されることとなろう。証券当局は、定款の見直しが IASCF の公的説明責任を向上させる方向で進んでいく中で、IASCF のガバナンスに関し、更なる関わりを持つことになろう。

6月19日に、IOSCO、米国証券取引委員会、金融庁及び欧州委員会の代表者は、IASCF 定款見直しに関する IASCF の円卓会議に参加し、意見を聴取することを期待している。